

## 議案第36号

### 鳥取県市町村交付金条例の設定について

次のとおり鳥取県市町村交付金条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年2月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県市町村交付金条例

(目的)

第1条 この条例は、市町村が自らの意思及び判断で行うべき事業への充当を目的として県が市町村に対して支出する交付金（以下「市町村交付金」という。）の交付に関し必要な事項を定めることにより、市町村の自主的な行政運営に資することを目的とする。

(市町村交付金の対象事業)

第2条 市町村交付金は、市町村が、国、県その他の団体等からの補助金その他の用途を特定された助成を受けることなく、その一般財源により実施する事業に要する経費（人件費のうち規則で定めるものを除く。）を対象とする。

2 知事は、前項の事業のうち、市町村が自らの意思及び判断で行うべき事業（次に掲げる事業を除く。）として別に予算で定められた事業（以下「市町村交付金対象事業」という。）への充実に要する経費として、市町村に対して市町村交付金を交付する。

- (1) 県が市町村に対して個別の補助金による助成を行うべき責務があると認められる事業
- (2) 県が市町村に対して個別の補助金による助成を行うことにより市町村で実施される事業
- (3) 前2号に準ずるものとして規則で規定する事業

3 市町村交付金対象事業の具体的な内容は、規則で定める。

（市町村交付金の交付）

第3条 知事は、毎年度4月15日までに、当該年度における市町村交付金の交付に係る次の事項を、市町村に対し通知するとともに、インターネットを利用して閲覧に供する方法その他規則で定める方法により公表するものとする。

- (1) 前条第3項の規定により規則で定められた市町村交付金対象事業の具体的な内容
- (2) 市町村交付金の総額
- (3) 市町村に対して交付する最低保証額（当該額を超える事業実施の実績があった場合に県が市町村に対して交付を保証する額をいう。）

2 知事は、毎年度3月15日までに、当該年度における市町村ごとの市町村交付金の交付額を決定し、市町村に対して市町村交付金を交付

するものとする。

3 知事は、前項の規定により交付額を決定したときは、速やかに、次の事項を、市町村に対し通知するとともに、インターネットを利用して閲覧に供する方法その他規則で定める方法により公表するものとする。

(1) 当該年度における市町村交付金の算定方法

(2) 前号の規定による算定方法により算定された当該年度における市町村ごとの市町村交付金の交付額

(3) 前号の交付額の具体的な算定根拠

(交付金の充当等)

第4条 市町村交付金の交付を受けた市町村は、交付の趣旨に従い、市町村交付金を市町村交付金対象事業へ充当するものとする。

2 県は、交付した市町村交付金の交付の用途については、市町村が交付の趣旨に従っていないと認められる場合を除き、指示その他の関与は行わないものとする。

3 市町村は、規則で定めるところにより、市町村交付金対象事業の実績、成果その他の事業の評価に関する事項を知事に報告するものとする。

4 知事は、前項の報告があったときは、速やかに、その内容を、インターネットを利用して閲覧に供する方法その他規則で定める方法により公表するものとする。

(適用)

第5条 市町村交付金の交付に関しては、この条例に定めるもののほか、規則で定めるところによる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(鳥取県枯松伐採促進条例の廃止)

2 鳥取県枯松伐採促進条例（平成12年鳥取県条例第82号）は、廃止する。

(鳥取県枯松伐採促進条例の廃止に伴う経過措置)

3 前項の規定による廃止前の鳥取県枯松伐採促進条例（以下この項において「旧条例」という。）第3条第2項の規定による勧告を受け、かつ、当該勧告に付された伐採期限までに同項の枯松を伐採した者に対する旧条例第4条第1項の補助金の交付については、なお従前の例による。

(鳥取県小規模作業所運営事業等助成条例の一部改正)

4 鳥取県小規模作業所運営事業等助成条例（平成12年鳥取県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この項において「削除項」という。）を削り、同表の改正後の欄中項の表示

に下線が引かれた項（以下この項において「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除項を除く。以下この項において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下この項において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>鳥取県小規模作業所運営事業助成条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、小規模作業所の運営に要する経費を助成することにより、在宅の障害者等の活動の場を確保し、もって障害者等の社会参加を促進することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「障害者等」とは、<u>障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>鳥取県小規模作業所運営事業等助成条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、小規模作業所の運営<u>並びに施設及び設備の整備</u>に要する経費を助成することにより、在宅の障害者等の活動の場を確保し、もって障害者等の社会参加を促進することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「障害者等」とは、<u>身体障害者、知的障害者若しくは精神障害者又は難病として知事が指定する疾患</u>にり患している者をいう。</p>

者、高次脳機能障害（頭部外傷、脳血管障害等による脳の損傷の後遺症として生じる記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害その他の認知障害をいう。）その他の障害があるために日常生活若しくは社会生活に制限を受ける者として知事が別に定めるもの又は難病として知事が指定する疾患にり患している者をいう。

2 略

（補助金の交付）

第3条 略

（補助金の額）

第4条 略

2 略

（補助金の交付）

第3条 略

2 県は、第1条の目的を達成するため、小規模作業所（知事が別に定めるものに限る。）の施設及び設備の整備に要する経費について助成を行う市町村に対し、予算の範囲内で鳥取県小規模作業所整備費補助金（以下「整備費補助金」という。）を交付する。

（補助金の額）

第4条 略

2 整備費補助金の額は、市町村が交付する補助金の額（知事が

別に定める額に4分の3を乗じて得た額を限度とする。)に3分の2を乗じて得た額とする。ただし、その額が小規模作業所の施設及び設備の整備に要する経費の額に2分の1を乗じて得た額を超えるときは、当該2分の1を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成21年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。

(この条例の失効に伴う経過措置)

3 この条例の失効の日前に交付決定された運営費補助金については、この条例の規定は、前項の規定にかかわらず、この条例の失効の日後も、なおその効力を有する。

(鳥取県小規模作業所運営事業等助成条例の一部改正に伴う経過措置)

5 この条例の施行の日前に交付決定された前項の規定による改正前の鳥取県小規模作業所運営事業等助成条例第3条第2項の整備費補助金については、なお従前の例による。

(この条例の失効)

6 この条例は、平成21年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。

(この条例の失効に伴う経過措置)

7 この条例の失効の日前に交付された市町村交付金については、この条例及びこの条例に基づく規則の規定は、前項の規定にかかわらず、この条例の失効の日後も、なおその効力を有する。